

# 東大阪市危機管理方針

令和2年度修正



## はじめに

東大阪市では、市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害を生じ、又は生じるおそれのある緊急事態に対処するため、全庁的な危機管理を推進している。

危機事象にかかる全庁的な取り組みについては、災害対策基本法、国民保護法等に基づき、「東大阪市地域防災計画」及び「東大阪市国民保護計画」において、本市の大綱は確立されているものの、今日、新型コロナウイルス感染症は世界的な大流行として伝搬し、多数の死亡者や患者が発生している状況である。また、従前からのノロウイルスなど感染症、高病原性鳥インフルエンザから新型インフルエンザ発生等による健康被害、市施設や市主催行事等における事件・事故等、危機事象への対応については、広範囲に及んでいる。

このような状況の下、万が一、それらの危機事象が発生した場合にも、被害を最小限に留めるとともに、早期の復旧・復興に備える危機管理のシステムづくりが必要である。

当指針は、「地域防災計画」及び「国民保護計画」の枠組み以外の範囲で発生する、又は発生するおそれのある危機事象に対応するための基本的な考え方、取り組みをまとめたものである。各部局においては、所管する業務から想定される危機事象を適切に把握し、迅速かつ的確な危機管理を推進し、万全を期されたい。

令和3年3月

# 目 次

## 東大阪市危機管理方針概要図

第 1 章	総則	1
第 1 節	用語の定義	1~2
第 2 節	危機管理方針の適用範囲	2~3
第 3 節	基本的考え方	4
第 4 節	責務	4~5
第 5 節	危機管理対応マニュアルの作成	5
第 6 節	職員の危機管理に対する心構え	6
第 2 章	危機管理体制	7
第 1 節	情報収集連絡体制	7
第 2 節	危機管理庁内連絡会議の役割	8
第 3 節	危機管理調整会議の役割	8
第 4 節	危機管理対策本部の設置	8~9
第 3 章	事前対策	10
第 1 節	情報基盤等の整備	10
第 2 節	実効性の確保	10~11
第 3 節	要配慮者への対応	11
第 4 節	検査機能の確保	11
第 5 節	医療・救助・救急搬送等の確保	11~12
第 6 節	資機材等の整備	12
第 7 節	訓練・研修の実施	12
第 8 節	関係自治体等との連携	12
第 4 章	応急対策	13
第 1 節	危機事象発生時の対応	13~14
第 2 節	情報の収集・伝達・管理・分析等	14
第 3 節	活動方針の決定	14~15
第 4 節	要配慮者への対応	15
第 5 節	被害の拡大防止	15
第 6 節	市民等への情報提供	15~16
第 5 章	事後対策	17

第1節	復旧・復興の推進	17
第2節	健康管理	17
第3節	再発防止	17
第4節	危機管理評価とマニュアルの見直し	18

(別表)	各部局で想定される主な危機事象	19
(別図1)	危機事象の情報連絡体制	20
(別図2)	危機事象対応フロー図	21
(様式1)	危機事象発生状況報告書	22
(様式2)	危機事象対応報告書	23

<資料編>

危機管理庁内連絡会議設置要綱	24~26
危機管理調整会議設置要綱	27~29
東大阪市危機管理対策本部設置規程	30~34



# 東大阪市危機管理方針概要図

**第1章第1節**  
用語の定義

- 1 危機事象
- 2 危機管理
- 3 危機管理対応マニュアル
- 4 事後管理

**第1章第2節**  
危機管理方針の適用範囲

**第1章第4節**  
責務

- 1 危機管理監の責務
- 2 各部局の責務
- 3 職員の責務
- 4 危機管理室の責務

**第1章第3節**  
基本的考え方

- 1 市民の生命、身体等の安全に係る危機事象が発生し、又は発生するおそれのある場合、危機管理を迅速かつ適切に実施し、安全で住みよいまちづくりに寄与する。
- 2 危機管理監の指揮監督のもと、危機事象による市民への被害の発生予防、拡大防止、被害の回復及び原因究明等を図るものとする。
- 3 危機管理を迅速かつ適切に実施するための役割、手順を定める。
- 4 危機事象に迅速かつ的確に対処のできる組織体制を確立する。
- 5 各部局の責務及び事前対策・応急対策・事後対策の基本を明確化する。
- 6 事前対策・応急対策・事後対策の具体的な内容については、各部局が作成する「危機管理対応マニュアル」において定める。
- 7 危機管理に関する事後管理を適切に実施し、必要に応じ、経過及び評価結果を公表するものとする。

**第1章第6節**  
職員の危機管理に対する心構え

- 1 市民の生命、身体等に関わるものであるとの危機意識を常にもち、客観的な見地に立って対応すること。
- 2 職員は、自己の職務や立場によって必要な「危機を感知できる感性」を常に保持・向上させるとともに、危機管理の知識や技術の向上に努めるものとする。
- 3 市民に対する危機意識の啓発  
危機事象発生時の被害軽減のため、市民へ擬態的な危機事象に対する啓発を行い、危機意識の向上を図る。
- 4 要配慮者等に十分配慮し、適切な対応を行う。併せ、個人の人権への配慮に努める。

**第1章第5節**  
危機管理対応マニュアルの作成

- 1 各部局は、事前対策、応急対策、事後対策を迅速かつ的確に実施するため、この方針に基づき、想定される危機事象ごとに「危機管理対応マニュアル」を作成する。
- 2 危機管理対応マニュアルは、危機管理室及び関係部局と十分に協議、調整の上、作成する。
- 3 危機管理対応マニュアルは、市民の人権の尊重やプライバシーの保護及び要配慮者などに十分配慮の上、実情に即したものとする。  
特に、連絡体制等については、定期的に見直しを行い、危機事象発生時に齟齬を生じないようにする。
- 4 各部局において作成、修正した危機管理対応マニュアルは、危機管理室及び関係部局に報告する。

**第2章 危機管理体制**

- 第1節 情報収集連絡体制
- 第2節 危機管理庁内連絡会議の役割
- 第3節 危機管理調整会議の役割
- 第4節 危機管理対策本部の設置

**第3章 事前対策**

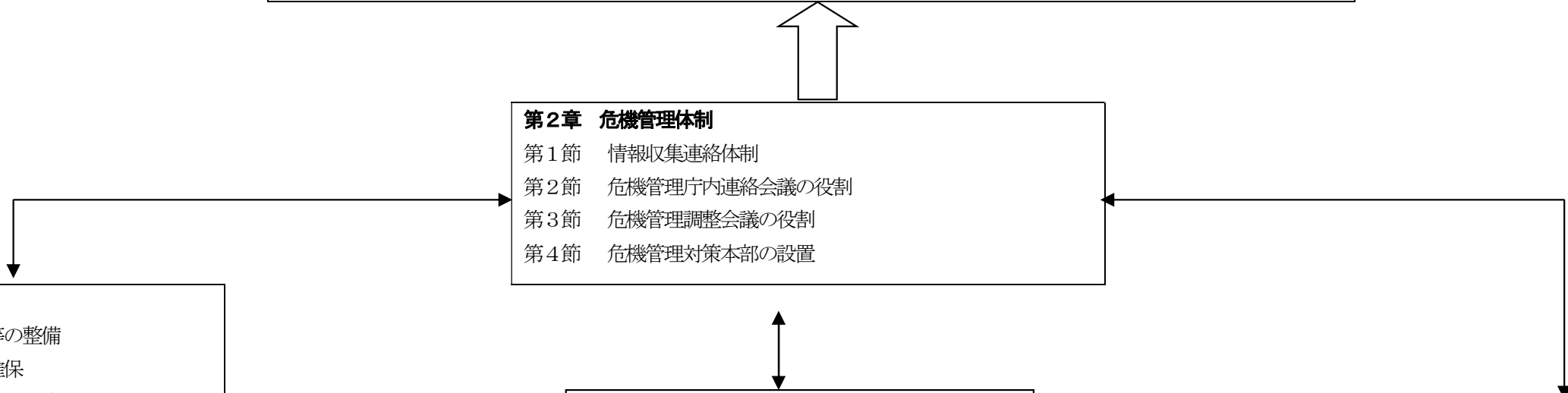
- 第1節 情報基盤等の整備
- 第2節 実効性の確保
- 第3節 要配慮者への対応
- 第4節 検査機能の確保
- 第5節 医療・救助・救急搬送等の確保
- 第6節 資機材等の整備
- 第7節 訓練・研修の実施
- 第8節 関係自治体等との連携

**第4章 応急対策**

- 第1節 危機事象発生時の対応
- 第2節 情報の収集・伝達・管理・分析等
- 第3節 活動方針の決定
- 第4節 要配慮者への対応
- 第5節 被害の拡大防止
- 第6節 市民等への情報提供

**第5章 事後対策**

- 第1節 復旧・復興の推進
- 第2節 健康管理
- 第3節 再発防止
- 第4節 危機管理評価とマニュアルの見直し







# 東大阪市危機管理方針

## 第1章 総則

この方針は、本市域及びその周辺において危機事象が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に市民の生命、身体等に対する被害の防止や軽減を図るため、庁内各部局が相互に連携協力し、総合的、計画的かつ効果的に実施する危機管理に関する基本的事項を定めるものである。

### 第1節 用語の定義

#### 1 危機事象

危機事象とは、市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある緊急の事態をいう。

この方針では、下記の「災害」、「武力攻撃事態等」、「その他緊急事態」の3つの種別に分類する。

##### (1) 災害

災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で定められている「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」をいう。

##### (2) 武力攻撃事態等

武力攻撃事態等とは、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第2号、第3号及び第4号で定められている「武力攻撃事態」、「武力攻撃予測事態」及び「存立危機事態」、並びに第22条第1項で定められている「緊急処理事態」をいう。

具体的な事態類型・分類については、内閣官房「国民の保護に関する基本指針」（平成29年12月）を参照。

(3) その他緊急事態（別表に例示する各部局で想定される主な危機事象含む。）

その他緊急事態とは、災害及び武力攻撃事態等を除く、次のいずれかに該当するものとする。

ア 市民の生命、身体及び財産に直接的な被害が生じる事態

補足：被害が直接的でない事象

「財政危機」、「経済危機（企業倒産、大量失業）」、「職員の不祥事」等

イ 市民生活に重大な被害又は不安を与える事態

## 2 危機管理

不測の緊急事態となる危機事象に対し、組織的対応を必要とし、市民の生命、身体等に直接的かつ重大な被害が生じる又は生じるおそれのある事件・事故に対応（被害の発生予防、拡大防止、回復及び原因究明、評価）するシステムを「危機管理」という。

## 3 危機管理対応マニュアル

「東大阪市危機管理方針」に基づき、危機管理を円滑かつ適切に行うために組織から個人に関わる必要な対応策、役割等をまとめた手順書をいう。

## 4 事後管理

危機事象の発生後に市民の混乱している社会生活を、危機事象の発生前の状況に回復させることをいう。また、被害者等に対する心のケアや各部局での研修、訓練及び原因究明並びに被害の解析、評価、公表をいう。

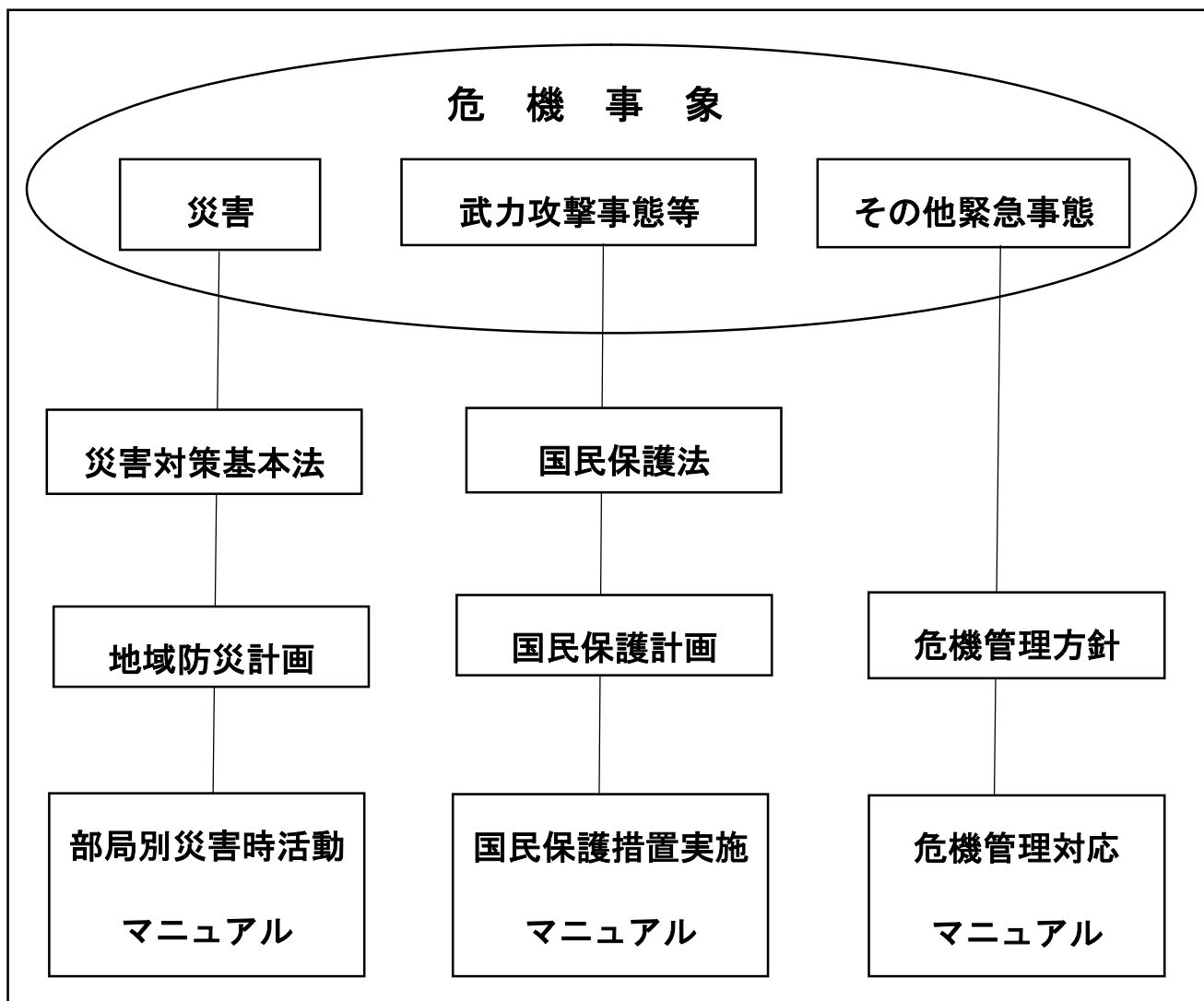
## 第2節 危機管理方針の適用範囲

この方針は、原則として、前節において3種類に分類した危機事象のうち、「その他緊急事態」に対応するにあたって適用するものとし、「災害」および「武力攻撃事態等」などの各種法令等に基づく定めがある場合は、当該計画に

従い、対応する。

加えて、各部局が、それぞれ所掌する事務において想定される危機事象に対応するマニュアル等を定めている場合は、当該マニュアル等によるものとする。

### 危機管理方針と他の計画等との関係



※ 危機事象の発生当初にあつて、その危機がいかなる原因によって発生したものであるかわからない場合については、危機管理方針に基づき初動対応を行い、危機の内容が明らかになった段階において、速やかに他のしかるべきマニュアル等による対応に移行するものとする。

例えば、武力攻撃事態等において、国による事態等の認定がなされない場合は、危機管理方針に基づき、市の実施体制を確立する。

### 第3節 基本的考え方

- 1 市民の生命、身体等の安全に係る危機事象が発生し、又は発生するおそれのある場合、危機管理を迅速かつ適切に実施し、要配慮者（高齢者、障害児者、乳幼児その他の特に配慮を要する人）（以下「要配慮者」という。）への配慮に努め、安全で住みよいまちづくりに寄与する。
- 2 危機管理監の指揮監督のもと、危機事象による市民への被害の発生予防、拡大防止、被害の回復及び原因究明等を図るものとする。
- 3 危機管理を迅速かつ適切に実施するための役割、手順を定める。
- 4 危機事象に迅速かつ的確に対処のできる組織体制を確立する。
- 5 各部局の責務及び事前対策・応急対策・事後対策の基本を明確化する。
- 6 事前対策・応急対策・事後対策の具体的な内容については、各部局が作成する「危機管理対応マニュアル」において定める。
- 7 危機管理に関する事後管理を適切に実施し、必要に応じ、経過及び評価結果を公表するものとする。

### 第4節 責務

#### 1 危機管理監の責務

市長の命を受け、危機管理に関する業務を統括し、危機管理室員及び関係部局長を指揮監督する。

#### 2 各部局の責務

危機事象が発生した場合、情報収集等の初動活動に努め、あらかじめ作成した危機管理対応マニュアルに基づいて行動するとともに、危機管理室及び関係部局と連携して対応しなければならない。また、関係職員に対する研修、訓練を適宜実施する。

### 3 職員の責務

自らの職務及び立場に応じて、常に起こりうる危機事象を想定し、その対応策を検討するとともに、情報の収集・伝達に努める。また、訓練などを通じて必要な技術や知識の修得に努めなければならない。

### 4 危機管理室の責務

危機事象が発生した場合、危機管理監の指揮監督のもと、危機管理の総合調整を行い、関係部局と連携して事態の対処にあたる。

## 第5節 危機管理対応マニュアルの作成

- 1 各部局は、危機事象の発生に備えた危機意識の高揚や訓練の実施などの事前対策、危機事象発生時の情報収集伝達や人命の安全確保のための応急対策、被害者に対するフォローなどの事後対策を迅速かつ的確に実施するため、この方針に基づき、想定される危機事象ごとに「危機管理対応マニュアル」を作成する。
- 2 危機管理対応マニュアルは、危機管理室及び関係部局と十分に協議、調整の上、市民の生命、身体等に影響を及ぼす事象、市民生活に不安を与える事象を優先し、要配慮者に十分配慮の上、作成する。
- 3 危機管理対応マニュアルは、市民の人権の尊重やプライバシーの保護及び要配慮者などへの配慮を重視するとともに、関係法令等の改正、危機管理評価に基づく必要な見直しを行い、実情に即したものとする。特に、連絡体制等については、定期的に見直しを行い、危機事象発生時に齟齬を生じないようにする。
- 4 各部局において作成、修正した危機管理対応マニュアルは、危機管理室及び関係部局に報告する。

## 第6節 職員の危機管理に対する心構え

- 1 市民の生命、身体等に関わるものであるとの危機意識を常にもち、科学的かつ客観的な見地に立って対応すること。
- 2 職員は、自己の職務や立場によって必要な「危機を感知できる感性」を常に保持・向上させるとともに、危機管理の知識や技術の向上に努めるものとする。
- 3 危機事象発生時の被害軽減のため、市民に対し予め想定した危機事象についての啓発を行い、危機意識の向上を図る。
- 4 要配慮者等に十分配慮し、適切な対応を行う。また、個人の人権への配慮に努める。

## 第2章 危機管理体制

危機管理体制は、危機事象の規模や被害状況等に応じて、

- 1 情報収集連絡及び対応体制の整備
- 2 危機管理庁内連絡会議の設置
- 3 危機管理調整会議の設置
- 4 危機管理対策本部の設置

など段階的な対応を基本とする。

ただし、被害状況等によっては、係る段階を経ずに体制を移行することがある。

### 第1節 情報収集連絡体制

危機事象が発生した場合、各部局は、情報収集に努め、国や関係機関等と密接な連携を図り情報の収集にあたりるとともに、収集した情報については、危機管理監に報告し、積極的な共有を図る。

情報収集活動は、被害の状況等が不明確な初期段階においても、夜間休日を含め、あらゆる手段を講じ、速やかに実施する。その後の活動においても、迅速かつ的確な情報収集に努める。

#### 1 危機事象の情報連絡（別図1）

##### (1) 各部局の対応

ア 危機事象の情報を探知した場合、即時、危機管理監に口頭による通報を行い、その後、速やかに危機事象発生状況報告書（様式1）により一報する。

イ 危機事象の対処については、適宜、危機事象対応報告書（様式2）により報告する。

##### (2) 危機管理室の対応

ア 危機管理監が探知した情報は、必要な関係部局（室）と連携し、市長、副市長等（以下「市長等」という。）に報告する。

イ 危機事象対応についても、適宜、市長等に報告する。

## 第2節 危機管理庁内連絡会議の役割

平常時における危機管理に必要な連絡、調整を行うため、また全庁的に危機管理に関する情報の共有をし、危機事象への迅速かつ的確な対応を図るために開催する。当該連絡会議は、危機管理室長が会長として開催し、調整するが、その組織及び所掌事務等は「危機管理庁内連絡会議設置要綱」により定める。

## 第3節 危機管理調整会議の役割

- 1 危機事象が発生した場合、収集された情報に基づき、各部局の円滑な協力及び迅速かつ適切な対応を行う上で必要な事項を調整するために開催する。危機管理調整会議（以下「調整会議」という。）の組織及び所掌事務等は、「危機管理調整会議設置要綱」により定める。
- 2 調整会議は、危機管理監及び関係部局次長等で構成され、収集された情報を分析、検討し、危機事象への対処方針等を調整する。
- 3 所管等が不明確な場合、または複数の部局が関係し主たる所管が明確でない場合は、危機管理監が各部局事務分掌や過去の経過等を総合的に勘案して、所管部局または主たる所管部局を指定する。
- 4 危機管理監は、調整した方針等を速やかに市長、副市長に報告する。

## 第4節 危機管理対策本部の設置

「重大な被害」が発生した場合、または発生するおそれがある場合、危機管理を円滑に推進し、全庁体制で被害の拡大防止を図り、市民の生命、身体等の安全を確保するため、危機事象の事案や状況に応じて「東大阪市危機管理対策本部」（以下「対策本部」という。）を設置する。

### 1 設置基準

- (1) 大規模で社会的影響が大きい危機事象が発生し、または発生するおそれがある場合に全庁的にその対策を要すると認められるとき。



(2) その他市長が必要と認めたとき。

## 2 対策本部の組織等

対策本部の組織及び所掌事務等は、「東大阪市危機管理対策本部設置規程」により定める。

## 第3章 事前対策

被害の防止や軽減を図るため、平常時から想定される危機事象に対する備えに最善を尽くすとともに、応急対策及び事後対策を実施するための準備に万全を期す。

- 1 危機管理監は、市長等と連携できる体制の確保を図る。
- 2 危機管理監の指揮監督のもと、危機管理室において、各部局等で対応する危機事象の情報収集を行い、不測の緊急事態となる危機事象を管理する。
- 3 各部局は、危機事象の情報収集に努め、危機管理室との情報交換、連携を図る。
- 4 各部局は、危機管理対応マニュアルの作成に努める。

### 第1節 情報基盤等の整備

- 1 危機管理が円滑に推進できるよう、各部局は、関係機関等との連携に努めるとともに、危機事象の発生に備え、夜間休日の場合も含め、情報連絡網を整備し、職員に周知しなければならない。
- 2 各部局は、危機事象発生時、又は発生のおそれがある場合、関係部局や関係機関と円滑かつ迅速に情報の収集・伝達・共有・分析・管理が行えるよう、危機管理情報のシステム化を図るものとする。

### 第2節 実効性の確保

- 1 各部局は、危機事象の発生を未然に防止するため、又は被害を最小限に抑止するため、日頃から想定される個別危機事象についてあらかじめ抽出、整理をし、訓練、研修を計画的に実施し、危機事態発生時の円滑な応急対策及び事後対策に備える。

- 2 各部局は、危機事象の事後対策（事後管理）を実施し、適宜危機管理対応マニュアル等の追補、又は変更あるいは改正等を行うものとする。

### **第3節 要配慮者への対応**

- 1 各部局は、要配慮者の把握に努めること。その際、プライバシーの配慮に努めること。
- 2 各部局は、危機意識の向上、啓発及び危機事象の情報提供等に努めること。
- 3 危機事象が発生した場合、被害者や周辺住民の健康不安に対しては、相談窓口、カウンセリングなどを実施できる体制を確保すること。特に、心的外傷後ストレス障害（PTSD=posttraumatic stress disorder）対策、健康調査は、優先的に実施できるようにする。
- 4 危機事象の発生時において避難の必要がある場合、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報（以下「避難情報」という。）は、速やかに提供できる体制を確保すること。

### **第4節 検査機能の確保**

- 1 被害の原因物質の分析、又は特定に際しては、原則的には市の検査機能を活用する。
- 2 市の検査機能による対応が困難である場合は、大阪府や関係機関の協力、支援を要請するものとする。

### **第5節 医療・救助・救急搬送等の確保**

- 1 大規模な災害、事故、又は事件が発生した場合、適切な医療を確保するため、担当部局は、医師会、医療機関等の協力を得ながら必要な病床の確保に努める。

- 2 担当部局は、医療品、医療機器、資材等の備蓄、管理及び搬送体制を確保するものとする。

## **第6節 資機材等の整備**

各部局は、所管する危機事象に備え、必要な資機材等を備蓄・整備する。保管することに支障のある資機材等については、危機事象発生時に円滑に調達できるように調整しておく。

## **第7節 訓練・研修の実施**

各部局は、危機管理対応マニュアルに即した行動がとれるよう、危機管理に関する図上訓練や個別活動訓練及び職員一人ひとりの危機意識向上を図る教育研修を適宜実施する。特に、人事異動等があった場合は、速やかに実施の上、緊急連絡網を整備しておく。

訓練等実施時には、その結果を評価し、明らかになった課題等は危機管理対応マニュアルの見直しなどに活用する。

## **第8節 関係自治体等との連携**

- 1 各部局は、危機事象発生時の応急対策等が円滑に実施できるよう、大阪府及び関係自治体等との信頼関係を構築し、危機事象発生時における活動や連絡等に関して、協力・連携を図る。
- 2 特に、事件捜査に関わる被害の場合は、警察署と十分に協議、連携しながら対応する。

## 第4章 応急対策

危機事象の発生直後において、各部局は、関係部局、関係機関等との連携のもと市民の生命、身体等を守ることを最優先に諸活動を実施する。

その際、二次災害の発生に留意し、安全を確保した上で迅速、確実に被害者の救出、救助活動を実施するとともに、負傷者等に対し必要な対応を行う。

また、組織能力を最大限に活用し、被害や影響を最小限に抑止するための応急対策を実施する。

### 第1節 危機事象発生時の対応（別図2）

#### 1 危機事象発生時の対応

各部局は、危機事象発生時には、直ちに必要な体制をとり、機動的かつ横断的な対応を行うとともに、積極的な情報収集に努め、危機管理監に対し、適切に報告を行う。

危機管理監は、各部局に対して必要な助言を行い、不測の緊急事態に備える。

#### 2 所管が不明確な危機事象（原因不明等）の場合

(1) 危機管理監は、情報の集約とともに各部局の総合調整を行い、当該危機事象に対応する所管部局等を決定する。

(2) 所管部局が決定した場合、当該部局等での対応とする。

#### 3 社会的影響が大きく全庁的な対応が必要な場合

大規模な事故、事件までに至らない危機事象は、各部局での対応とするが、当該事故・事件による社会的影響が大きくなった場合、又は大きくなることが想定される場合、危機管理監の指揮監督のもと、関係部局が連携して全庁的な対応を行う。

#### 4 大規模な危機事象に至るおそれ等がある場合

危機事象の規模や被害が拡大し、市民の生命、身体等に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれのある緊急の事態となった場合、危機管理監の指揮監督のもと、全庁的な対応を行う。

(1) 危機管理監が市長等と調整の上、全部局の長に指揮監督を行い、関係部局が連携して全庁的な対応を行う。

- (2) 関係部局はあらかじめ作成した危機管理対応マニュアルを基本に状況に応じた対応を図る。

## 第2節 情報の収集・伝達・管理・分析等

### 1 情報の収集

各部局は、危機事象が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、あらゆる手段を講じて、概ね次の事項を中心とした情報収集活動を行い、正確、迅速に情報を収集する。

- (1) 危機事象発生時の状況（危機の具体的内容、発生日時、場所、通報者等）
- (2) 被害の発生状況及び被害の拡大に関する予測
- (3) 関係機関等の実施する応急措置の状況
- (4) 地域住民の避難状況
- (5) その他危機事象の対処に必要な情報

### 2 情報の伝達

各部局は、探知し、収集把握した危機事象に関する情報を、伝達系統〔第2章（危機管理体制）第1節（情報収集連絡体制）〕に基づき、速やかに危機管理監に報告し、情報の共有を図る。

### 3 情報の管理・分析等

危機事象の発生直後は、情報が輻輳し、混乱するおそれがあるので、各部局と危機管理監とで管理する。

また、関係者が連携して応急対策を実施できるようにするため、パソコン等を活用して、情報共有できる体制を構築するとともに、収集した情報は内容を整理した上での的確な分析を行う。

## 第3節 活動方針の決定

各部局等は、情報を収集・分析し、その結果に基づき的確な活動方針を決定する。決定した活動方針を周知徹底し、確実に応急対策を実施する。

また、活動方針の決定後は、当該危機的状況が解消するまでの間、必要に応

じて、監視のための体制を整備し、情報収集及び知見の蓄積に努める。

#### **第4節 要配慮者への対応**

危機事象の発生時において、各部局は、関係部局、関係機関等との連携・協力のうえ、要配慮者への支援を実施する。

- 1 被害者や周辺住民の健康不安に対しては、相談窓口、カウンセリングなどを実施する。特に、心的外傷後ストレス障害（PTSD）対策、健康調査は、優先的に実施する。
- 2 避難の必要がある場合、避難情報は、速やかに提供できる体制を確保し、迅速かつ適切に伝達する。
- 3 避難所におけるストレス対策を積極的に実施する。特に、要配慮者への配慮を優先する。

#### **第5節 被害の拡大防止**

各部局は、被害の拡大防止のため、事故等の発生場所周辺の安全を確保する必要がある場合、警察、消防等と連携、協力して、立入制限、進入禁止、周辺住民への避難情報の発令や避難誘導など必要な措置を実施する。

#### **第6節 市民等への情報提供**

- 1 各部局は、危機事象発生時の混乱を防止し、市民の安全、安心を確保するため、次の事項を中心に、あらゆる広報手段を活用し、市民に対して情報の提供を実施する。

また、必要に応じて、市民から寄せられる問合せや相談等に対する窓口を設置するなど適切な対応をする。

- (1) 危機事態の発生状況

- (2) 二次災害の危険性
- (3) 住民のとるべき対応方法
- (4) 応急対策の実施状況
- (5) 要配慮者への支援の呼びかけ
- (6) 生活関連情報
- (7) 危機事態収束に伴う、対策本部の縮小、解散

2 報道発表及び報道機関への情報提供については、対策本部において、内容、発表時期、発表方法等を決定し、積極的な広報に努める。



## 第5章 事後対策

事後対策では、危機の収拾においては、市民生活の回復を図るための支援などを実施する。さらに、事後管理として危機の再発防止、被害の軽減、応急対策の改善を目的とした総合的な検証を行い、危機管理の向上に努める。

### 第1節 復旧・復興の推進

- 1 各部局は、市民生活や地域の社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、関係機関等と連携して、円滑な復旧・復興の推進を図る。
- 2 各部局は、危機事象に係る応急対策が概ね完了し、新たな被害の発生や拡大のおそれがないと判断した場合は、関係部局及び関係機関と協力、連携して、速やかに安全性の確認等を行う。
- 3 安全が確認された場合、必要に応じて適宜報道機関に情報提供するとともに、広報紙やインターネットなどを活用して市民に周知するものとする。

### 第2節 健康管理

被害者等に対する健康相談や心のケア等の健康管理は、危機事象の発生直後から、関係部局、関係機関等との連携のもと市民の生命、身体等を守ることを最優先に、第4章（応急対策）第4節（要配慮者への対応）に準じ、適切に実施する。

### 第3節 再発防止

各部局は、危機事象の発生原因を究明し、課題を整理した上で再発防止策を検討・実施するとともに必要に応じて、市民向けに予防策や再発時の対応策等を広報する。

#### 第4節 危機管理評価とマニュアルの見直し

各部局は、危機事象への対応が収束した時点で、それまでの対応等を総括し、応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を踏まえ、対応のあり方の改善が必要な場合は、危機管理対応マニュアルの見直しを行う。

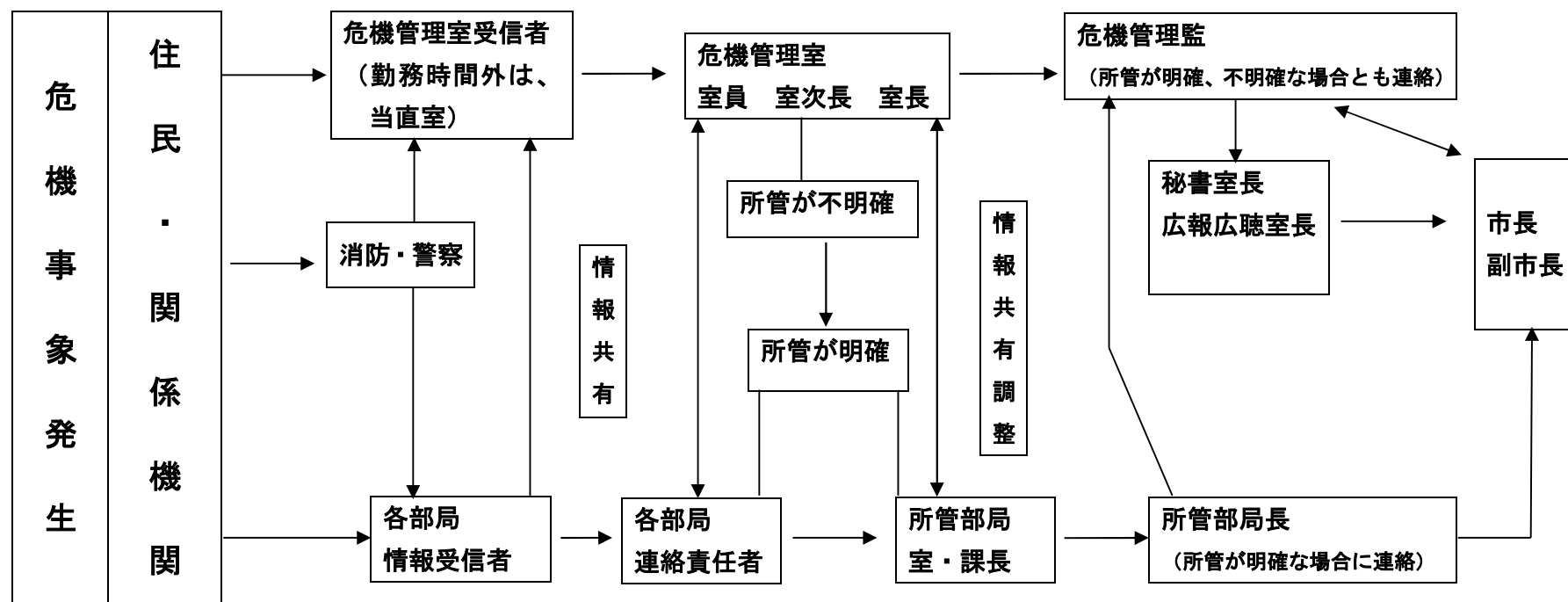
危機管理対応マニュアルの見直しを行った場合は、速やかに危機管理室及び関係部局に報告する。

## 各部局で想定される主な危機事象（別表）

想定危機事象	所管部局
高病原性鳥インフルエンザ 危険動物による農作物被害 野生鳥獣（イノシシ、アライグマ等）による農作物被害	都市魅力産業スポーツ部
社会福祉施設等における食中毒・感染症 施設入所者に対する危害	福祉部
保育施設等における食中毒・感染症 幼児に対する危害	子どもすこやか部
健康被害【感染症（感染症法一類～五類感染症やその他新興感染症等）】 動物由来感染症の蔓延（狂犬病、オウム病など） 医療機関の事故（院内感染を含む） 危険動物等による重大な事故 市立東大阪医療センター内の医療事故、院内感染	健康部
環境化学物質による健康被害 環境汚染 廃棄物の不法投棄	環境部
公共工事による大規模な事故 建築物・道路等の大規模な事故	土木部・建築部
火災・救急救助 毒性物質等大量流出事故	消防局
水質事故 下水道事故 大規模な断水 異常渇水	上下水道局
児童・生徒等に対する危害 施設開放時事故 学校等における食中毒・感染症 修学旅行時の事故	教育委員会
市所管施設内で発生する事件・事故 市主催イベント、訓練時の事故・事件	全部局共通

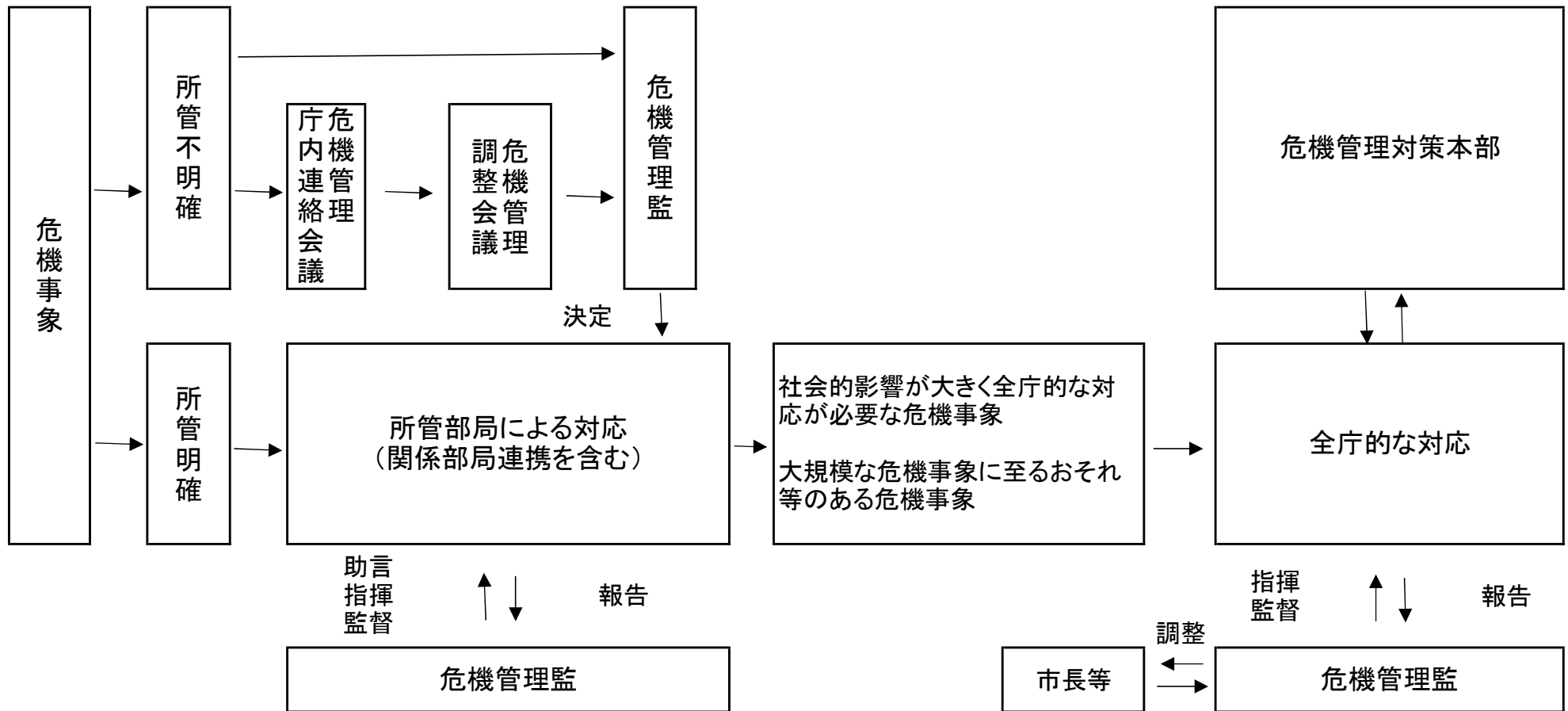
\* 当面、市で想定、対応する危機事象であるが、限定するものでない。

別図1 危機事象の情報連絡体制



## 別図2 危機事象(※)発生時の対応フロー図

(※)「危機管理方針」の適用範囲となる「その他緊急事態」にあたる危機事象



(様式1)

危機事象発生状況報告書

年 月 日 時 分 現在 ( 口頭報告 = 未 ・ 済 )		
報告者	所属 職・氏名 電話 (内線)	
危機事象	件名	
	発生日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分頃
	発生場所	
	被害状況	死傷者 (死者 人 ; 負傷者 人 ; 不明 人)   計 人 住家 (全壊 棟 ; 半壊 棟 ; 一部破損 棟)   計 棟
情報元	情報入手	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分頃
	情報提供者	氏名 連絡先 住所
危機事象概要	(いつ・だれが・どこで・なにを・どのように・どうした)	
応急対応内容		
備考		

受信者	所属 職・氏名 電話 (内線)	
受信者の処理状況	関係部局 (者) への連絡	(処理日時 年 月 日 時 分)
	所管部局の対応確認	(処理日時 年 月 日 時 分)
	その他の処理	(処理日時 年 月 日 時 分)

- ※ 1 危機事象認知後直ちに、把握している範囲で記載し報告すること。(未確認の場合は空欄でも可)
- ※ 2 報告手段は、庁内メール、ファックス等を使用し、危機管理室「危機事象報告」宛に送信する。但し、送信後は、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。
- ※ 3 新たな情報を入手した場合、又は対応内容に変更があった場合は、引き続き追記した上で、送信すること。
- ※ 4 特に緊急を要する場合は、別様式での報告も可。又は、電話・FAXなどの使用も可とする。
- ※ 5 危機管理室 内線 2 2 8 1 FAX 0 6 - 4 3 0 9 - 3 8 5 8  
メール kikikanri@city.higashiosaka.lg.jp

(様式2)

危機事象対応報告書

(第 報)		年	月	日	時	分	現在
報告者		所属 職・氏名			電話(内線)		
危機事象	件名						
	発生日時	年	月	日( )	午前・午後	時	分頃
	発生場所						
	被害状況						
対策本部等の設置状況	本部名称						
	設置日時	年	月	日( )	午前・午後	時	分
	関係部局						
被害状況・危機事象内容	死傷者数( 月 日 時 分現在)	死者 人 ; 負傷者 人 ; 不明 人 計 人					
	住家等被害状況	全壊 棟 ; 半壊 棟 ; 一部破損 棟	計 棟				
----- (いつ・だれが・どこで・なにを・どのように・どうした)							
応急対応内容							
備考							

- ※ 1 危機事象発生状況報告書(様式1)提出後若しくは対策本部を設置した場合に使用するものとする。
- ※ 2 報告手段は、庁内メール、ファックス等を使用し、危機管理室「危機事象報告」宛に送信する。但し、送信後は、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。
- ※ 3 新たな情報を入手した場合、又は対応内容に変更があった場合は、引き続き追記した上で、送信すること。
- ※ 4 危機管理室 内線 2281 FAX 06-4309-3858  
メール kikikanri@city.higashiosaka.lg.jp





# **<資料編>**

## **要綱・訓令**

- 1 危機管理庁内連絡会議設置要綱**
- 2 危機管理調整会議設置要綱**
- 3 東大阪市危機管理対策本部設置  
規程**



## 危機管理庁内連絡会議設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、東大阪市危機管理基本方針に基づき、「危機管理庁内連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置し、関係部局が危機事象に関する情報を共有し、危機事象発生時において、迅速かつ適切な対応ができるよう、円滑な協力・連携体制を確保することを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について所轄する。

- (1) 危機事象に係る情報の収集、交換、共有等に関すること
- (2) 連絡会議構成員の役割分担に関すること
- (3) 危機事象に係る連絡、協力体制に関すること
- (4) 危機管理対策及び実施状況の報告に関すること
- (5) 危機意識向上に係る広報、啓発に関すること
- (6) 危機事象に係る原因究明及び被害者等への支援に関すること
- (7) 危機管理体制の見直し又は検討に関すること
- (8) 危機管理調整会議への報告に関すること
- (9) その他必要な事項に関すること

### (組織)

第3条 連絡会議は、会長、副会長、会員をもって構成する。

- 2 会長には危機管理室長を、副会長には政策調整室長をもって充て、会員は別表に掲げる部局の職にある者（以下「本会員」という。）とする。
- 3 会長は、危機事象や状況に応じて、弾力的に本会員を定めることができる。

### (運営)

第4条 会長は、連絡会議を招集し、これを主宰する。また、危機事象に応じて、必要な本会員を招集することができる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 会長は、危機事象への対処方針等の調整が必要と判断した場合には、「危機管理調整会議」の開催を要請することができる。

### (庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、危機管理室において行う。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関して必要な事項は、

会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

別表（第3条第2項関係）

会長	危機管理室長
副会長	市長公室政策調整室長
会員	危機管理室次長
	市長公室政策調整室次長
	市長公室広報広聴室広報課長
	都市魅力産業スポーツ部産業総務課長
	福祉部地域福祉室地域福祉課長
	子どもすこやか部子育て支援室子ども家庭課長
	健康部保健所地域健康企画課長
	環境部環境企画課長
	土木部道路管理課長
	建築部住宅政策室総務管理課長
	消防局総務部総務課長
	上下水道局水道総務部総務課長
	上下水道局下水道部下水道計画総務室次長
	教育委員会事務局教育政策室次長

## 危機管理調整会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、危機事象発生時の初動活動において、円滑な協力及び迅速かつ適切な対応を行ううえで必要な事項等を調整することを目的に、東大阪市危機管理基本方針に基づき設置する「危機管理調整会議」（以下「調整会議」という。）について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項について所轄する。

- (1) 危機管理情報の交換、共有に関すること
- (2) 危機事象発生時における連絡、協力及び支援体制並びに役割分担に関すること
- (3) 危機管理対策及び実施状況の報告に関すること
- (4) 原因究明及び被害者等への支援体制に関すること
- (5) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 調整会議は、会長、副会長、会員をもって構成する。

- 2 会長には危機管理監を、副会長には市長公室長をもって充て、会員は別表に掲げる組織の部次長の職又はこれに相当する職にある者（以下「本会員」という。）とする。
- 3 会長は、危機事象や状況に応じて、弾力的に本会員を定めることができる。

(運営)

第4条 会長は、調整会議を招集し、これを主宰する。また、危機事象に応じて、必要な本会員を招集することができる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 調整会議の庶務は、危機管理室において行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

別表（第3条第2項関係）

会長 危機管理監

副会長 市長公室長

会員 危機管理室

市長公室秘書室

市長公室政策調整室

市長公室広報広聴室

企画財政部（企画財政部長が指定する者）

行政管理部（行政管理部長が指定する者）

都市魅力産業スポーツ部（都市魅力産業スポーツ部長が指定する者）

人権文化部（人権文化部長が指定する者）

市民生活部（市民生活部長が指定する者）

福祉部（福祉部長が指定する者）

生活支援部（生活支援部長が指定する者）

子どもすこやか部（子どもすこやか部長が指定する者）

健康部（健康部長が指定する者）

環境部（環境部長が指定する者）

土木部（土木部長が指定する者）

建築部（建築部長が指定する者）

消防局総務部（消防局総務部長が指定する者）

上下水道局水道総務部（上下水道局水道総務部長が指定する者）

上下水道局下水道部下水道計画総務室

教育委員会事務局教育政策室

議会事務局（議会事務局長が指定する者）



## 東大阪市危機管理対策本部設置規程

平成18年6月1日東大阪市訓令第7号

改正 平成19年2月8日訓令第3号  
平成22年10月12日訓令第13号  
平成24年3月30日訓令第7号  
平成24年5月1日訓令第9号  
平成25年7月5日訓令第7号  
平成27年3月31日訓令第4号  
平成28年3月28日訓令第4号  
平成28年3月31日訓令第5号  
平成28年9月29日訓令第14号  
平成30年6月15日訓令第8号  
令和2年1月20日訓令第1号  
令和2年3月31日訓令第6号

(設置)

第1条 本市の区域内で発生している、又は発生するおそれのある危機事象のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第2号及び第3号に定める事態並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に定める新型インフルエンザ等緊急事態以外の危機事象に対して、危機管理を迅速かつ円滑に推進するため、東大阪市危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置することができる。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 危機事象 災害、事件、事故その他の事態により、市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態をいう。
- (2) 危機管理 組織的対応で危機事象による被害の発生予防、拡大防止、回復、原因究明及び評価を行うことをいう。

(所掌事務)

第3条 対策本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 危機事象に対処するための総合的な方針の策定に関すること。
- (2) 被害を受けた者の救助及び救命並びに医療及び防疫の体制に関すること。
- (3) 危機事象の状況の把握並びに被害の発生及び拡大の防止に関すること。
- (4) 危機事象に関する情報提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、危機管理に関すること。

(組織)

第4条 対策本部は、危機管理対策本部長（以下「本部長」という。）、危機管理対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び危機管理対策本部員（以下「本部員」という。）をもって組織する。

- 2 本部長には市長を、副本部長には副市長及び危機管理監をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 市長は、別表に掲げる者のほか、必要があると認めるときは、別表に掲げる者以外の者を本部員に指名することができる。

(職務)

第5条 本部長は、対策本部の事務を掌理し、本部員を指揮監督する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が定める順序に従い、その職務を代理する。

(部)

第6条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部員のうちから本部長が指名する。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地危機管理対策本部)

第7条 本部長は、第3条第2号から第5号に掲げる事務の一部を行う組織として、現地危機管理対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

- 2 現地本部は、現地危機管理対策本部長及び現地危機管理対策本部員をもって組織する。
- 3 現地危機管理対策本部長及び現地危機管理対策本部員は、副本部長及び本部員のうちから本部長が指名する。

4 現地危機管理対策本部長は、現地本部の事務を掌理する。

(庶務)

第8条 対策本部の庶務は、危機管理室において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (平成19年2月8日訓令第3号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年10月12日訓令第13号)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日訓令第7号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月1日訓令第9号)

この訓令は、東大阪市病院事業に地方公営企業法の全部を適用するための関係条例の整備に関する条例(平成23年東大阪市条例第20号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成25年7月5日訓令第7号)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日訓令第4号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日訓令第4号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日訓令第5号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月29日訓令第14号)

この訓令は、地方独立行政法人市立東大阪医療センターの成立の日から施行する。

附 則 (平成30年6月15日訓令第8号)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (令和2年1月20日訓令第1号)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和２年３月３１日訓令第６号）

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。ただし、第１８条中東大阪市  
車両の管理、運行等に関する規程第７条の改正規定は、令達の日から施行する。

別表（第4条第3項・第4項関係）

公民連携協働室長

市長公室長

企画財政部長

行政管理部長

都市魅力産業スポーツ部長

人権文化部長

税務部長

市民生活部長

福祉部長

生活支援部長

子どもすこやか部長

健康部長

健康部保健所長

環境部長

都市計画室長

交通戦略室長

土木部長

建築部長

消防局長

会計管理者

上下水道事業管理者

教育長

選挙管理委員会事務局長

監査委員事務局長

公平委員会事務局長

農業委員会事務局長

議会事務局長

# 東大阪市危機管理方針

〔平成18年度 作成〕

〔平成22年度 第1回修正〕

〔平成29年度 第2回修正〕

〔令和2年度 第3回修正〕

東大阪市荒本北一丁目1番1号

TEL 06-4309-3130 FAX 06-4309-3858